

# 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画改定素案の各対策項目の取組

## ①実施体制（改定素案 p51～57）

### 県行動計画のポイント

- 平時から国、JIHS、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関等の関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、連携体制を強化
- 新型インフルエンザ対策に携わる人材の育成や人員確保、活用を進める
- 必要に応じて感染症法や新型インフル特措法に基づく総合調整や指示を行いながら、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関の役割の整理、指揮命令系統等の確認、人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う</li> <li>• 研修や訓練を通じた課題の発見・改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康危機管理庁内連絡会議や新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、対処方針を決定する</li> <li>• 対策の実施体制を強化し、新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中長期の対応も想定し、特措法によらない感染症対策に移行するまでの期間において、持続可能な体制とする</li> <li>• 各対策の実施状況や、病原体の性状等の変化やワクチンや治療薬の普及等による状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える</li> </ul>
<p>①実践的な訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、有事に備えた実践的な訓練を実施</li> </ul> <p>②行動計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県、市町村、指定（地方）公共機関における行動計画等の見直し</li> </ul> <p>③体制整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 有事に強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続ため、業務継続計画を作成・変更する</li> <li>• 国やJIHSの研修を活用した人材育成や専門家等との連携強化</li> <li>• 準備期における取組の進捗状況等について、フォローアップを行い、PDCAサイクルにより平時の取組を進めていく</li> </ul> <p>④国、県及び市町村等の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 平時から国、市町村、関係機関と連携して情報共有や訓練を実施</li> </ul>	<p>①新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係部局や関係機関との間で迅速に情報共有</li> <li>• 必要に応じた健康危機管理庁内連絡会議の開催</li> </ul> <p>②新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県対策本部を設置し、国の対処方針に基づき、有識者の意見等を聴いて、県の対処方針を決定し実施する</li> <li>• 市町村は必要に応じて対策本部の設置を検討</li> </ul> <p>③迅速な対策の実施に必要な予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が行う財政支援の活用を検討</li> <li>• 地方債発行の検討と準備</li> </ul>	<p>①基本となる実施体制の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保健所や地方衛生研究所等と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握する体制を定めつつ、地域の実情に応じた適切な対策を実施</li> <li>• 県による必要に応じた総合調整・指示と、応援職員等の派遣や代行</li> <li>• 国からの財政支援の活用と地方債の発行による財源確保</li> </ul> <p>②まん延防止等重点措置・緊急事態措置の手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• まん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定された場合、県は、有識者への意見を聴いて、まん延防止等重点措置を要請・命令</li> <li>• 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市町村対策本部を設置、必要に応じて緊急事態措置に関して総合調整</li> </ul>

## ②情報収集・分析（改定素案 p58～61）

### 県行動計画のポイント

- 平時に情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う
- 社会経済活動との両立を見据え、感染症対策の判断に際しては、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価を行うとともに、県民生活及び県民経済の状況を把握する

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関との連携強化を含む感染症情報の収集・分析体制を整備する</li> <li>• 平時からの情報収集・分析を行うとともに、有事に収集・分析を強化する情報や把握手段を整理する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症インテリジェンス体制を強化する</li> <li>• 早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う</li> <li>• 医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、県民生活及び県民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化</li> </ul>
<p>実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>国やJIHSと連携の下、有事に備えた積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集についての体制を整備</u></li> </ul>	<p>①情報収集・分析に基づくリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>リスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の速やかな有事の体制への移行の判断と準備</u></li> </ul> <p>②リスク評価体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>継続的なリスク評価の実施に向けた、感染症インテリジェンス体制の強化</u></li> </ul> <p>③リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断及び実施</u></li> </ul> <p>④情報収集・分析から得られた情報や対策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>情報収集・分析から得られた情報や対策に関する県民等への提供・共有</u></li> </ul>	<p>①情報収集・分析に基づくリスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、国内での発生状況、臨床像に関する情報分析に基づく<u>包括的なリスク評価</u></li> </ul> <p>②リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>国の方針を踏まえた上で、地域の実情に応じた積極的疫学調査等の見直し</u></li> </ul> <p>③リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>リスク評価に基づく感染症対策を迅速な判断及び実施</u></li> </ul> <p>④情報収集・分析から得られた情報や対策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>情報収集・分析から得られた情報や対策に関する県民等への提供・共有</u></li> </ul>

### ③サーベイランス（改定素案 p62～66）

#### 県行動計画のポイント

- 平時から感染症サーベイランスを実施する
- 有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する
- 対応期には流行状況に応じた感染症サーベイランスを実施する

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平時から感染症サーベイランスシステム等の活用により<u>感染症発生を早期に探知する</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症サーベイランス体制を強化する</li> <li>• 新型インフルエンザ等の情報の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>流行状況に応じた感染症サーベイランスを実施する</u></li> </ul>
<p>①平時に行う感染症サーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>医療機関における急性呼吸器感染症患者の発生動向等からの流行状況の把握</u></li> <li>• 感染症の特徴や病原体の性状の把握、感染症サーベイランスシステムによる発生状況の共有</li> <li>• 家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルスの保有状況の把握、<u>動物由来インフルエンザに関する情報共有体制の整備</u></li> <li>• <u>訓練等を通じた疑似症サーベイランスによる早期探知の運用の習熟</u></li> </ul>	<p>①有事の感染症サーベイランスの開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、国の症例定義に基づき必要な知見を得るため<u>疑似症サーベイランスなど有事の感染症サーベイランスを開始</u></li> </ul> <p>②リスク評価に基づく体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が実施する初期段階でのリスク評価に基づき、<u>感染症サーベイランスの実施体制が強化される場合には、国と連携して実施</u></li> </ul>	<p>①有事の感染症サーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>流行状況に応じたサーベイランスの実施</u></li> <li>• 国が実施するサーベイランスのほか、必要に応じ、<u>地域の感染動向等に応じて独自に判断して感染症サーベイランスを実施</u></li> </ul> <p>②感染症サーベイランスから得られた情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国から提供される感染症の特徴等の<u>情報の関係機関との共有</u></li> <li>• 感染症の発生状況や感染症対策の<u>情報の県民等への提供・共有</u></li> </ul>
<p>②人材育成及び研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が行う研修等への参加の働きかけ</li> </ul>	<p>③感染症サーベイランスから得られた情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国から提供される感染症の特徴等の<u>情報の関係機関との共有</u></li> <li>• 感染症の発生状況や感染症対策の<u>情報の県民等への提供・共有</u></li> </ul>	

# ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション（改定素案p67～75）

## 県行動計画のポイント

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ
- 平時からの感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理
- 感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、県民等が適切に判断・行動

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県民等が適切に判断・行動できるよう、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方の整理・体制整備を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染拡大に備えて、<u>科学的根拠等に基づく正確な情報を県民等に的確に提供・共有し準備を促す</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す</li> </ul>
<p>①発生前における県民等への情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>各種媒体を利用した県民への情報提供・共有</u></li> <li>• <u>保育施設、学校、事業所、高齢者施設への情報提供・共有</u></li> <li>• 偏見・差別等に関する啓発</li> <li>• 偽・誤情報に関する啓発</li> </ul> <p>②発生時における情報提供・共有体制の整備等</p> <p>i) 国の方針等を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法を整理</u></li> <li>• <u>ワンボイスでの情報提供・共有を行う体制整備・方法等を整理</u></li> <li>• <u>地方公共団体・業界団体等との間の双方向の情報提供・共有の在り方を整理</u></li> </ul> <p>ii) 国において必要な見直し・明確化が行われた、<u>感染症の発生状況等に関する公表基準等について周知</u></p>	<p>①迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用</u></li> <li>• <u>行動変容等に資する啓発・メッセージを発出</u></li> <li>• <u>高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮</u></li> <li>• <u>関係機関の情報集約とウェブサイト立ち上げ</u></li> <li>• <u>市町村・業界団体等を通じた情報提供・共有</u></li> <li>• <u>国において必要な見直し・明確化が行われた感染症の発生状況等に関する公表基準等について周知</u></li> </ul> <p>②双方向のコミュニケーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>国配布のQ&amp;Aの活用、コールセンターの設置</u></li> <li>• <u>SNSの動向、コールセンターへの意見等を通じた県民の反応や関心の把握</u></li> </ul> <p>③偏見・差別等や偽・誤情報への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>偏見・差別等は、許されるものではないこと等について情報提供・共有</u></li> <li>• <u>偏見・差別等に関する相談窓口の周知</u></li> </ul>	<p>左記の対応に加えて、時期に応じて下記の対応を実施する</p> <p>①封じ込めを念頭に対応する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>病原体の性状について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明</u></li> </ul> <p>②病原体の性状等に応じて対応する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>感染拡大防止措置等が見直される場合、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明</u></li> <li>• <u>特に影響の大きい年齢層に対し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション</u></li> <li>• <u>リスク情報とその見方の共有等を通じた対策への理解・協力の取り付け</u></li> </ul> <p>③基本的な感染症対策に移行する時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>平時への移行に伴い留意すべき点についての情報提供・共有</u></li> <li>• <u>個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーション</u></li> </ul>
<p>③双方向のコミュニケーションの体制整備・取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>コールセンター等設置の準備</u></li> </ul>		

# ⑤まん延防止（改定素案 p76～84）

## 県行動計画のポイント

- 適切な医療の提供とあわせてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制
- 病原体の性状の変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える考え方を提示
- 必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置を含めた強度の高いまん延防止対策を行う場合の勘案事項を整理

準備期～初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>（準備期）有事のまん延防止対策の協力を得るため、県民・事業者等の理解促進を図る</li> <li>（初動期）まん延防止対策の実施に向けた準備を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染拡大のスピードやピークを抑制することで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命や健康を守る</li> <li>緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響とを総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、県民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図る</li> </ul>
<p>（準備期）</p> <p>①有事のまん延防止対策強化に向けた県民や事業者の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民一人ひとりの感染対策への協力の重要性</li> <li>基本的な感染対策や発症が疑わしい時の対応</li> <li>不要不急の外出自粛や休業自粛等の意義</li> </ul>	<p>①まん延防止対策として実施する措置の選択肢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>患者、濃厚接触者：<u>感染症法に基づく措置（入院勧告・措置、外出自粛要請等）</u></li> <li>県民：基本的な感染対策の勧奨、<u>感染リスクが高い場所への外出自粛、時短対象施設の時間外利用自粛<sup>※1</sup>、生活維持に必要な場合を除いたみだりな外出の自粛<sup>※2</sup>等</u></li> <li>事業者や学校：感染リスクの高まる業態・場所等について、<u>営業時間変更<sup>※1</sup>、施設の使用制限<sup>※2</sup>、休業等の要請<sup>※2</sup>等</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">※1：まん延防止等重点措置 ※2：緊急事態措置</p>
<p>（初動期）</p> <p>①県内でのまん延防止対策の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>感染症法に基づく患者への対応の確認（入院勧告・措置等）</u></li> <li><u>濃厚接触者への対応の確認（外出自粛要請、健康観察、有症時の対応等）</u></li> <li>検疫所から提供される<u>感染疑い入国者の情報の有効活用</u></li> <li><u>業務継続計画等に基づく対応準備</u></li> </ul>	<p>②時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>封じ込めを念頭に対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢医療資源に限界があることや効果的な治療法・ワクチンが存在しないこと等を踏まえ、必要に応じて、<u>まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施の要請の検討を含め、封じ込めを念頭に強度の高い対策を講ずる</u></li> </ul> </li> <li>病原体の性状等に応じて対応する時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢病原性・感染性等に基づくリスクに応じて、<u>実施する対策の強度を適切に選択し、医療のひっ迫の回避を図る</u></li> <li>➢医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、必要に応じて、<u>まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の要請を検討</u></li> <li>➢こどもや若者、高齢者等、特定のグループのリスクが高い場合は、<u>そのグループへの重点的な対策を検討</u></li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチン・治療薬等により対応力が向上する時期～特措法によらない基本的感染症対策への移行期 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合、<u>特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討</u></li> </ul> </li> </ul> <p>③まん延防止等重点措置・緊急事態措置の実施の要請の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の感染状況や医療ひっ迫状況等に基づき、リスク評価を行い、<u>まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討</u></li> </ul>

# ⑥ ワクチン（改定素案 p85～89）

## 県行動計画のポイント

- 平時からワクチンの円滑な流通を可能とするための体制構築に努める
- 有事の際に円滑な接種を実現するため、国、市町村、医療機関等と連携し必要な準備を進める
- ワクチンについての正しい情報の提供を通じて、県民の理解を促進する

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• ワクチンの円滑な接種を実現するための体制を構築する</li> <li>• 国が行う特定接種対象事業者の登録に協力する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 初動期に構築した接種体制に基づき、特定接種及び住民接種を行う</li> <li>• 国から提供されるワクチンの安全性にかかる情報や適切な安全対策について、県民へ適切な情報提供を行う</li> </ul>
<p>①ワクチンの流通に係る体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の要請に応じ、<u>市町村・県医師会・卸売販売業者団体等と連携し、ワクチンの円滑な流通のための体制を構築する</u></li> </ul> <p>②特定接種にかかる登録事業者の登録等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の進める<u>特定接種対象事業者の登録への協力</u></li> </ul> <p>③接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の考え方を踏まえ、<u>接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方を整理</u></li> <li>• 人員、会場、資材等を含む接種体制の構築に必要な訓練の実施</li> </ul>	<p>①早期の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>ワクチンの供給量等の情報を国から収集</u></li> </ul> <p>②接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う</u></li> </ul> <p>③接種に携わる医療従事者の確保に係る検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予防接種を行うため必要があると認めるときは、<u>医療関係者に対して必要な協力の要請</u></li> </ul>	<p>①ワクチンの流通体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の要請に基づき、<u>ワクチン等の円滑な流通体制の構築に努める</u></li> </ul> <p>②特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>国において特定接種の実施が決定された場合は、初動期に構築した接種体制に基づき実施</u></li> </ul> <p>③住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国の定める接種順位に基づき実施</li> <li>• 医療機関以外の<u>接種会場の増設等</u>を検討</li> <li>• <u>接種記録の適切な管理</u></li> </ul> <p>④情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>国から提供される最新の科学的知見等を含むワクチンの安全性などの情報の県民等への提供</u></li> </ul>

# ⑦医療（改定素案 p90～101）

## 県行動計画のポイント

- 平時から、予防計画及び医療計画に基づく県と医療機関の医療措置協定の締結等を通じて、有事に関係機関が連携して、感染症医療を提供できる体制を整備する
- 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応する

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 医療機関が有事に適切な対応を行えるように、平時から予防計画及び医療計画に基づく体制整備、訓練や研修、連携協議会の活用等を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国から提供・共有された情報や要請を基に、保健所や医療機関と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。</li> <li>• 準備期に整備する体制を超える感染拡大が発生するおそれのある場合等にも機動的かつ柔軟に対応する</li> </ul>
<p>① 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予防計画及び医療計画での医療提供体制の目標値を設定し、<u>医療機関等との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結</u></li> </ul> <p>② 研修や訓練による人材の育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 研修や訓練の実施により<u>医療人材や感染症専門人材の育成を推進</u></li> </ul> <p>③ 施設や設備の充実等による対応能力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 医療機関の施設整備及び設備整備の支援</li> <li>• 国による整理を踏まえ、<u>臨時の医療施設の設置・運営・医療人材確保等の方法の整理を検討</u></li> </ul> <p>④ 地域の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>県連携協議会等を活用した医療機関、保健所、高齢者施設、消防機関等の連携強化</u></li> </ul> <p>⑤ 特に配慮が必要な患者への医療提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>小児や妊産婦等要配慮患者の受け入れや医療ひっ迫に備えた広域的な移送・搬送手段等についての協議</u></li> </ul>	<p>① 新型インフルエンザ等感染症に関する知見の共有等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国から提供された情報（感染症発生状況、感染症の特徴、症例定義を含む診断・治療に関する情報等）を医療機関、保健所、消防機関、高齢者施設等に周知</li> </ul> <p>② 医療提供体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 準備期に連携会議等で整理した患者による相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備（<u>感染症指定医療機関における患者の受入体制の確保、相談センターの整備</u>）</li> <li>• <u>医療機関のG-MIS入力を通じた患者の受入状況等の共有</u></li> <li>• 住民等に対する相談センター利用の周知</li> </ul>	<p>① 新型インフルエンザ等に関する基本の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 準備期に連携協議会等で整理した医療提供体制が適切に確保できるよう、<u>感染症指定医療機関、協定締結医療機関に対して必要な医療の提供を要請</u></li> <li>• 民間搬送事業者等と連携し、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等との間の<u>移動手段を確保</u></li> <li>• 医療機関はG-MISへの入力を通じ、<u>確保病床数・稼働状況、外来ひっ迫状況等を共有</u></li> <li>• <u>医療機関の受診方法等</u>（地域の医療提供体制、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等）<u>を住民に周知</u></li> </ul> <p>② 時期に応じた医療提供体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 流行初期（発生等の公表後約3ヶ月までを想定）<u>感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置協定締結医療機関において病床確保又は発熱外来を実施</u></li> <li>• 県等は、<u>相談センターの強化、入院調整及び移送を実施</u></li> <li>• 流行初期以降 地域の感染状況等に応じ、<u>対応する協定締結医療機関を拡大</u> 県は病床使用率等を勘案し、自宅等での療養の体制を強化し、<u>症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を実施</u>。必要に応じて、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関に対し、<u>医療人材の派遣を要請</u></li> </ul> <p>③ 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要に応じて、<u>広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整や臨時の医療施設の設置を行うほか、まん延防止の措置や重症度や緊急度に応じた医療提供等の検討</u></li> </ul>

# ⑧治療薬・治療法（改定素案 p102～105）

## 県行動計画のポイント

- 平時から国が主導する治療薬・治療法の研究開発に協力する
- 計画的な抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況や患者の発生状況を踏まえ、配分調整を行う

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国及び研究機関と連携し、国が主導する治療薬・治療法の研究開発に協力する</li> <li>• 治療薬・治療法に関する情報等の感染症指定医療機関等との共有体制の構築</li> <li>• 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が実施する治療薬の配分に協力する</li> <li>• 抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用を要請する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 治療薬及び対症療法薬の適切な使用・流通を指導し、必要に応じて確保・配分を行う</li> <li>• 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況及び患者の発生状況の増減を踏まえ、国備蓄分の配分調整の要請や、備蓄の補充を行う</li> </ul>
<p>①研究開発体制の構築への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が主導する治療薬・治療法の<u>研究開発について、国及び研究機関と連携、協力</u></li> </ul> <p>②医療機関等への情報提供・共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の情報等の<u>感染症指定医療機関等との共有体制の構築</u></li> </ul> <p>③感染症危機対応医薬品等の備蓄及び流通体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国が定める基準を踏まえた計画的な<u>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</u></li> </ul>	<p>①国内外の研究開発動向等の情報収集・分析及び共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 発生した新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等について、<u>国及びJIHSと双方向的な情報共有の実施</u></li> </ul> <p>②治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国及びJIHSが示す診療指針等に基づく治療薬・治療法についての<u>医療機関等への情報提供・共有</u></li> <li>• 国と連携し、<u>治療薬の適時・公平な配分を実施</u></li> <li>• 国と連携し、<u>医療機関や薬局に対する治療薬の適正使用の要請及び適正流通の指導</u></li> </ul> <p>③抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 製造販売業者による<u>流通備蓄分を含む備蓄量の把握</u></li> <li>• 医療機関に対し、<u>備蓄分の活用による濃厚接触者等への予防投与の要請</u></li> <li>• 抗インフルエンザウイルス薬の<u>適正使用の要請</u></li> </ul>	<p>①治療薬の流通管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国と連携し、医療機関や薬局への治療薬及び対症療法薬の<u>適正使用の要請及び適正流通の指導</u></li> <li>• 必要に応じた<u>治療薬の確保及び配分</u></li> </ul> <p>②抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 備蓄量及び流通状況を把握のうえ国に報告し、必要に応じて<u>国備蓄分の配分等の調整を要請</u></li> <li>• 感染拡大時は<u>医療機関に対し濃厚接触者への予防投与の見合わせを要請</u></li> <li>• 患者数が減少した段階において<u>備蓄を補充</u></li> </ul>



# ⑨検査（改定素案 p106～110）

## 県行動計画のポイント

- 検査により患者を早期に治療につなげること、流行実態を把握すること、患者の早期発見によるまん延防止を目的とする
- 平時より、有事における検査体制の拡大を行える体制を整備し、訓練等により定期的な確認を行う
- 有事における速やかな検査体制の立上げと、必要に応じた拡充

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方衛生研究所のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等との連携により、有事に検査体制の拡大を行える体制を整備する</li> <li>• 検査体制整備のための人材の育成を進めるとともに、訓練等により検査体制を定期的に確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検査体制を早期に整備する</li> <li>• 個人及び社会への影響を最小限にとどめる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 引き続き検査体制を維持するとともに、必要に応じて拡充する</li> <li>• 検査実施能力の確保状況を確認し、国に報告する</li> </ul>
<p>①検査体制の整備（有事に検査体制の拡大を速やかに実施できる体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 民間検査機関等との検査等措置協定の締結</li> <li>• 検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保</li> <li>• 地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関の検査実施能力の把握と国への報告</li> <li>• 検査等措置協定締結機関からの相談対応</li> </ul> <p>②訓練等による検査体制の維持及び強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方衛生研究所等の訓練等（国実施）への参加による検査体制の維持及び強化</li> <li>• 予防計画に基づく検査実施能力の確保状況の把握</li> </ul> <p>③検査診断技術の研究開発への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発への協力</li> </ul>	<p>①検査体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況の確認等を含む<u>速やかな検査体制の立上げ</u></li> </ul> <p>②検査診断技術の研究開発への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発への協力</li> </ul>	<p>①検査体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 予防計画に基づき、地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況を確認し、国に報告</li> <li>• 必要に応じ、<u>地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等に対し、検査体制を拡充するよう要請</u></li> </ul> <p>②研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国及び JIHS が主導する<u>検査診断技術の研究開発についての協力</u></li> </ul> <p>③リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 国がリスク評価を踏まえ決定する<u>検査実施の方針等の県民への情報提供</u></li> <li>• 国において、検査実施の方針が変更された場合には、<u>検査体制の見直し</u>を実施</li> </ul>

# ⑩保健（改定素案 p111～123）

## 県行動計画のポイント

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、**県民の生命及び健康を保護**する必要がある
- 効果的な感染症対策を実施するため、感染症危機時の中核となる存在である**保健所及び地方衛生研究所等**において、**検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援等**を行う
- 感染が拡大した時における業務負荷の急増に備え、平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人材の育成や確保、研修や訓練の実施等により、保健所及び地方衛生研究所等の体制を整備する</li> <li>• 本庁と保健所の役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係市町村における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有事体制への移行準備を迅速に行う</li> <li>• 国内発生を想定したリスクコミュニケーションにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 予防計画、健康危機対処計画、準備期に整理した役割分担・連携体制に基づき有事体制に移行</li> <li>• 感染症の特徴や病原体の性状、感染状況等を踏まえ地域の実情に応じた柔軟な対応を行う</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①人材の確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 感染症対応が可能な人材の確保、応援及び受援に関する体制を構築</li> </ul> </li> <li>②BCPを含む体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>流行開始から1ヶ月間</u>において想定される業務量に対応する<b>人員確保数を毎年度確認</b></li> <li>• 保健所及び地方衛生研究所等の業務に関する<b>BCPを策定</b></li> </ul> </li> <li>③研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 保健所等で感染症有事体制を構成する人員への<b>年1回以上の研修・訓練を実施</b></li> <li>• 感染症危機管理部局に限らない<b>全庁的な研修・訓練を実施</b></li> <li>• <u>県連携協議会等を活用し、関係機関との連携体制構築、強化</u></li> <li>• 必要に応じて<b>総合調整権限</b>を行使し、<u>医療提供体制の確保について関係機関と確認</u></li> </ul> </li> <li>④保健所及び地方衛生研究所等の体制整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>• （保健所及び衛生研究所）<u>健康危機対処計画に基づき準備を行うとともに、本庁を含む効率的な情報集約、柔軟な業務配分の仕組みを構築、交替要員を含めた人員体制を整備</u></li> <li>• 地方衛生研究所等や検査等措置協定締結機関等における<b>検査体制の維持</b></li> <li>• 感染症サーベイランスシステムを活用した<b>各種感染症の流行状況の把握</b></li> </ul> </li> <li>⑤DXの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>感染症サーベイランスシステムやG-MISの活用</u></li> </ul> </li> <li>⑥地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 有事に速やかに住民への<b>情報提供・共有体制を構築するための検討</b></li> <li>• <u>高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切に情報共有</u>できるように平時から配慮</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①有事体制への移行準備               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 厚生労働大臣の公表に備えた<b>保健所及び地方衛生研究所等における有事体制への移行準備状況の確認</b></li> <li>• 患者や濃厚接触者への対応、<u>検査制の立上げ</u>に向けた準備</li> </ul> </li> <li>②住民への情報提供・共有の開始               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 速やかに<b>相談センター</b>を整備し、有症状者等が必要に応じて<b>適時に感染症指定機関への受診</b>につながるよう周知</li> <li>• 国が設置したホームページ等の住民への周知等を通じ、<u>住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを実施</u></li> </ul> </li> <li>③公表前に管内で感染が確認された場合の対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 疑似症患者に対して<b>積極的疫学調査及び検体採取</b>を行うとともに、必要に応じて<b>感染症指定医療機関への入院</b>についての協力を求める</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①有事体制への移行               <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>感染症有事体制へ移行し、体制の拡充及び感染症対応業務を行う</u></li> <li>• 業務の一元化等を通じて<b>保健所設置市等を支援</b>するとともに、必要に応じて<b>総合調整・指示権限</b>を行使</li> <li>• 住民の理解の増進のために<b>市町村へ情報を共有</b></li> </ul> </li> <li>②主な対応業務の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察及び生活支援、健康監視、リスクコミュニケーションを実施</u></li> </ul> </li> <li>③感染状況に応じた取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>• 流行初期（公表後おおむね1か月まで）：<b>有事体制への速やかな移行や検査体制の拡充に加え、職員の応援体制の構築やICTツールの活用等を通じた業務効率化を推進</b></li> <li>• 流行初期以降（公表後おおむね1か月以降）：国から示される方針に基づき、<b>地域の実情、保健所及び地方衛生研究所等の業務の負荷も踏まえて、体制や対応の見直しを適宜実施</b></li> <li>• 特措法によらない基本的な感染対策への移行期においては、<b>地域の実情も踏まえ、保健所及び地方衛生研究所等の体制を縮小</b>するとともに、<b>県民に対する情報提供・共有を実施</b></li> </ul> </li> </ul>

# ⑪物資（改定素案 p124～128）

## 県行動計画のポイント

- 医療機関を始めとした必要な機関に、有事の際に必要な感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成
- 初動期、対応期においては、準備期に形成した仕組みに基づき円滑な感染症対策物資の確保に努めるとともに、必要に応じて売渡しの要請等を実施

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>関係機関等における必要な感染症対策物資等の備蓄を推進する</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じ</u> <u>ることを防ぐ</u></li> </ul>	
<p>①感染症対策物資等の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県、市町村、指定（地方）公共機関のそれぞれの計画に基づく、<u>必要な感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況の確認</u></li> <li>• <u>国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ備蓄</u></li> </ul> <p>②医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>協定締結医療機関における個人防護具の備蓄状況の確認、感染症対策物資等の備蓄を推進</u></li> <li>• <u>社会福祉施設への感染症対策物資等の備蓄の呼びかけ</u></li> </ul>	<p>①感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた協定締結医療機関の感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認</u></li> <li>• <u>協定締結医療機関に対する新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認の要請</u></li> </ul> <p>②円滑な供給に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める</u></li> </ul>	<p>①感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた協定締結医療機関の感染症対策物資等の備蓄・配置状況の随時確認</u></li> </ul> <p>②物資の売渡しの要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資（特定物資）について、必要に応じ、その所有者に対し、売渡しを要請する</u></li> </ul>

# ⑫ 県民生活及び県民経済の安定の確保（改定素案 p129～135）

## 県行動計画のポイント

- 新型インフルエンザ等発生時には、県民生活及び県民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある
- そのため、県は新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や県民に必要な準備を行うことを勧奨する
- また、指定（地方）公共機関は業務計画の策定等、事業継続のための準備を行う
- 新型インフルエンザ等発生時には、事業者や県民は自ら事業継続や感染防止に努め、県及び市町村は県民生活及び県民経済への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う

準備期	初動期	対応期	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有事に県民生活や社会経済活動の安定を確保できるよう、体制整備等を行う</li> <li>• 有事の情報共有体制等の整備、業務継続計画策定等の事業継続に向けた準備等を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内での新型インフルエンザ等発生に備え、必要な対策の準備を開始する</li> <li>• 事業継続のための感染対策の準備等と呼び掛ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平時の準備を基に、県民生活や社会経済活動の安定を確保する</li> <li>• 国及び地方公共団体は、生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う</li> </ul>	
<b>県民生活の安定の確保を対象とした対応</b>			
<p>①情報共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県及び市町村は、<u>関係機関や内部部局間での連携のための情報共有体制を整備</u></li> </ul> <p>②支援実施に係る仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県及び市町村は、<u>行政手続、支援金当の給付・交付について、DXの推進</u></li> </ul> <p>③事業継続に向けた準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は事業者に対し、<u>新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を勧奨する</u></li> <li>• 指定（地方）公共機関は<u>業務計画の策定等必要な準備を行う</u></li> </ul>	<p>①事業継続に向けた準備の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は、必要に応じて事業者に対し、<u>事業継続のための感染対策の準備を要請</u></li> <li>• 指定（地方）公共機関は、<u>国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う</u></li> </ul> <p>②生活関連物資等の安定供給に関する県民・事業者への呼び掛け</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は県民に対し、<u>生活関連物資等の購入に当たって、適切な行動をとるよう呼び掛け</u></li> <li>• 県は事業者に対し、<u>生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請</u></li> </ul>	<p>①生活関連物資等の安定供給に関する<u>国民、事業者への呼び掛け</u></p> <p>②心身への影響に関する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県及び市町村は、<u>県民の心身への影響を考慮し必要な施策を講ずる</u></li> </ul> <p>③生活支援を要する者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村は、<u>国からの要請に基づき、必要に応じ、高齢者や障害者等の要配慮者等に生活支援等を行う</u></li> </ul>	<p>④教育及び学びの継続に関する支援</p> <p>⑤<u>サービス水準の低下に係る県民への周知</u></p> <p>⑥物資の売渡しの要請</p> <p>⑦<u>生活関連物資等の価格の安定</u></p> <p>⑧<u>埋葬・火葬の特例</u></p>
<b>社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</b>			
<p>④緊急物資運送等の体制整備</p> <p>⑤物資及び資材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県、市町村、指定（地方）公共機関は、<u>感染症対策物資等のほか、必要な食料品や生活必需品を備蓄</u></li> </ul> <p>⑥生活支援を要する者への支援の準備</p> <p>⑦火葬能力等の把握や火葬体制の整備</p>	<p>③遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市町村は、<u>火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する</u></li> </ul>	<p>①事業継続に関する事業者への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県は、事業者に対し<u>事業継続に資する情報提供を行い、感染対策の実施を要請する</u></li> <li>• 指定（地方）公共機関等は<u>業務計画に基づき、必要な措置を開始する</u></li> </ul> <p>②事業者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県及び市町村は、<u>影響を受けた事業者への支援を、公平性にも留意し実施する</u></li> </ul> <p>③ 県、市町村及び指定（地方）公共機関による県民生活及び県民経済の安定に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>水、電気及びガス等の安定的な供給の確保や緊急物資の運送等</u></li> </ul>	